

教 特 第 7 号
令和5年(2023年)4月4日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く。)
(各市町村立学校長(札幌市を除く。))

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 大 畑 明 美
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 相 馬 利 幸

高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に関する改正
について(通知)

このことについて、文部科学省初等中等教育局長から、別添写しのとおり通知がありましたので、送付します。

つきましては、通知の趣旨、内容及び留意事項を踏まえ、適切に対応するようお願いいたします。

〔 特別支援教育指導係 〕
〔 高校教育指導係 〕



4 文科初第 2 5 6 3 号
令和 5 年 3 月 3 0 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

高等学校等の病気療養中等の生徒に対するオンデマンド型の授業に
関する改正について（通知）

この度、学校教育法施行規則第 88 条の 3 の規定に基づき、全日制及び定時制課程の高等学校、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部（以下「高等学校等」という。）が履修させることができる授業について定める件（平成 27 年文部科学省告示第 92 号）の一部を改正する告示（令和 5 年文部科学省告示第 37 号）が、令和 5 年 3 月 30 日に公布され、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることとされました。

改正の趣旨、内容及び留意事項については、下記のとおりですので、十分に御了知いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分御周知願います。

記

1 改正の趣旨

高等学校等に在籍する疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間学校

を欠席すると認められる生徒（以下「病気療養中等の生徒」という。）の遠隔教育については、その教育機会の保障の観点から、平成27年4月に同時双方向型の授業を制度化するとともに（学校教育法施行規則（昭和22年文部科学省令第11号。以下「施行規則」という。）第88条の3及び平成27年文部科学省告示第92号）、文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、病気療養中等の生徒に対し特別の教育課程を編成することを可能としている（学校教育法施行規則第86条）。また、当該特例校制度においては、事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを活用して配信を行うことにより、生徒が視聴したい時間に受講することが可能な授業（以下「オンデマンド型の授業」という。）を実施できることとしている（27文科初第289号）。

こうした中、令和3年度より実施している高等学校段階における同時双方向型の授業に関する調査研究等において、病気療養中等の生徒については、本人の病状に加え、治療の状況によって学習時間が前後することもあり、同時双方向型の授業に出席したくてもできない場合があることが明らかになっている。

前述のとおり、現行制度においては、病気療養中等の生徒は、施行規則第88条の3に基づき、同時双方向型の授業を受けることができるが、オンデマンド型の授業を受けることは特例校でのみ認められている状況である。

本改正は、こうした背景を踏まえ、病気療養中等の生徒について、特例校制度に拠らずともオンデマンド型の授業を実施できるようにするものである。

2 改正の内容

施行規則88条の3のメディアを利用して行う授業について規定している平成27年文部科学省告示第92号（以下「告示」という。）を改正し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、同時双方向型であることを要しないこととし、オンデマンド型の授業で実施することを可能とすることとする。

具体的には、告示に第2項を新設し、病気療養中等の生徒に対して行う授業については、高等学校等が認めた場合には、第1項の規定にかかわらず、同時かつ双方向であることを要しない旨規定する。

3 留意事項

施行規則第88条の3の規定の運用にあたっては、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（27文科初第289号）及び「高等学校等における遠隔教育の実施に係る留意事項について（通知）」（2文科初第1818号）に定める他、以下のとおりであること。

- (1) 病気療養中等の生徒に対し、メディアを利用して授業を実施する場合、同時双方向型の授業を原則とすること。当該生徒の病状や治療の状況、医師等の意見等

から、配信側の授業時間に合わせて同時双方向型の授業を受信することが難しいと学校において判断した場合に限り、本人及び保護者の意向を踏まえオンデマンド型の授業を行うことが可能であること。

(2) 生徒が疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席する状態にあるか否かの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等や、文部科学省が義務教育段階における就学事務の参考資料として作成し配布している「障害のある子供への教育支援の手引」に示された障害種ごとの障害の状態等を基に、文部科学省が平成 26 年度に実施した長期入院児童生徒に対する教育支援に関する実態調査で示された年間延べ 30 日以上欠席という定義を一つの参考としつつ、高等学校又はその管理機関が行うこととすること。

(3) オンデマンド型の授業を行うに当たっては、以下のような事項について留意すること。

- ① 当該生徒がオンデマンド型の授業による学習を円滑に進めることができるよう、ICT 機器の取扱いや学習課題等について相談できる体制を整えること。
- ② グループ活動や演習等、教師と生徒、生徒間の相互のやりとりが中心となる教育活動については、オンデマンド型の授業によらないこと。
- ③ 各教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動又は特別支援学校高等部の自立活動（以下「各教科・科目等」という。）について、オンデマンド型の授業を実施した場合においても、各教科・科目等の特性に応じ、対面による授業を相当の時間数行う必要があること。
- ④ 改正後の告示第 2 項の生徒においては、施行規則第 88 条の 3 に規定する多様なメディアを高度に利用して行う授業について、施行規則第 96 条第 2 項及び第 133 条第 2 項のただし書きの対象のものになるものであること。
- ⑤ オンデマンド型の授業による指導を行うに当たっては、病気療養中等の生徒が本人の病状や治療の状況により授業を受けることが困難となっている実態に配慮し、例えば、教職員が生徒の状況に応じて家庭や病院への訪問を行うこと等を通じて、その生活や学習の状況を把握し、生徒本人やその保護者が必要としている支援を行うことや、学校外の関係機関等と積極的な連携を図ること、生徒の学習状況に合わせた習熟度別指導など指導上の工夫をすることが望ましいこと。
- ⑥ 学習評価においては、定期的な訪問やオンラインでの面接、メールでのやり取り等を通して、動画の視聴及び学習状況を可能な限り把握するとともに、課題提出等、工夫して行うこと。なお、より効果的なオンデマンド型の授業の在り方については、令和 5 年度より文部科学省において調査研究を行う予定であること。

(4) 特別支援学校の高等部における、療養中の生徒及び訪問教育を受ける生徒に対

する通信により行う教育について、27 文科初第 195 号「特別支援学校高等部学習指導要領解説の一部改訂について（通知）」（平成 27 年 4 月 24 日）により、オンデマンド型の授業によるものは、全課程の修了要件として定められた単位数又は授業時数の 2 分の 1 未満とされているところであるが、同時双方向型の授業の受信が難しい場合に限る今回の制度改正を踏まえ、本通知をもって廃止する。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課支援二係

TEL:03-5253-4111（内線 3257）

○文部科学省告示第三十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十八条の三（同令第一百十三条第三項及び第三百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第九十二号（学校教育法施行規則第八十八条の三の規定に基づき、高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部が履修させることができる授業について定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>1 学校教育法施行規則第八十八条の三（同令第一百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。次項において同じ。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同令第八十八条の三（同令第一百十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する授業を行う科目、総合的な探究の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の三に規定する授業を行う教科若しくは科目、特別の教科である道徳、総合的な探究の時間、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒に対して行う授業については、当該高等学校が認められた場合には、同時かつ双方向に行われることを要しない。</p> | <p>「1」学校教育法施行規則第八十八条の三（同令第一百十三条第三項及び第百三十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）が履修させることができる授業は、通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、同時かつ双方向に行われるものであって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認められたものとする。この場合において、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）は、同令第八十八条の三（同令第一百十三条第三項において準用する場合を含む。）に規定する授業を行う科目、総合的な探究の時間又は特別活動について、特別支援学校の高等部は、同令第百三十五条第五項において準用する同令第八十八条の三に規定する授業を行う教科若しくは科目、道徳、総合的な学習の時間、特別活動又は自立活動について、それぞれこれらの特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものとする。</p> <p>「項を加える。」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> | |

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。